平成２４年５月１４日

各　　位

会 社 名　　株式会社日清製粉グループ本社
代表者名　　取締役社長　大枝　宏之
（コード番号：2002　東証・大証第１部）
問合せ先　　取締役総務本部長
総務本部広報部長　稲垣　泉
（ＴＥＬ）０３－５２８２－６６５０

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 28 日開催の当社第 162 回定時株主総会において定款第 49 条及び同条に基づく「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認の件」を賛成多数によりご承認いただきました。これらの内容に従い、当社の 20%以上の株式の取得行為（下記（注 1）に規定するものをいい、以下「特定買収行為」といいます。）について新株予約権の無償割当てを活用した方策を導入し、平成 21 年 6 月 25 日開催の当社第 165 回定時株主総会における株主の皆様のご承認（以下「平成 21 年承認決議」といいます。）に基づき、同日開催の取締役会決議により当該方策の更新を決議しております（現時点で導入されている方策の内容を以下「現行プラン」といいます。）。

当社は、平成 21 年承認決議の有効期間が平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 168 回定時株主総会（以下「本定時総会」といいます。）の終結後最初に開催される取締役会終結時点であることを受け、平成 24 年 5 月 14 日開催の当社取締役会におきまして、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、現行プランについて一部改定した上で、定款第 49 条に基づく株主総会承認決議を 3 年間更新することに関する議案（以下「承認決議案」といい、承認決議案に対する株主の皆様のご承認を以下「承認決議」といいます。）を本定時総会に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。承認決議の内容は、取締役会が採用する新株予約権の無償割当て又は株主割当て（以下「無償割当等」といいます。）を活用した方策（以下「本プラン」といいます。）の基本的内容を構成いたします。

本プランは、特定買収行為における事前の十分な情報開示と相当な検討・協議期間を確保し、もって企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が実現されることを目的としております。そして、株主の皆様がその意思を反映させることができるよう、取締役会決議による本プランの導入につきあらかじめ承認決議案を本定時総会に上程することといたしております。承認決議案が可決された場合には、本定時総会後の取締役会において、承認決

議の内容に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項や本プランに関するその他の事項について決議を行うことを予定しております。

本プランにおける主な修正点は次のとおりです。

① 取締役会が特定買収行為を企図する者に対して追加的情報提供を要請する場合の回答期間について、上限を設定しました。

② 企業価値委員会の検討・審議期間が延長される場合の延長期間について、上限を設定しました。

なお、当社は現時点において、特定買収行為に関する提案を受けておりません。

(注 1)「特定買収行為」とは次の(ⅰ)(ⅱ)のいずれかに該当する行為をいいます。

(ⅰ) 株券等保有割合(金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項)が 20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項)の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるもの(※)を含みます。)

※ 本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は、「株券等保有割合が 20%以上となる当社の株券等の買付行為」及び「これに準ずる行為として取締役会で定めるもの」として、現行プランの内容と同様、以下の内容を定める予定です。

下記①ないし④のいずれかに該当する行為。なお、下記①ないし④にかかわらず、当社が行う株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項。以下別段の定めのない限り同じ。)の発行又は自己の株券等の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割に伴って行われるものを含む。)による当社の株券等の取得行為は含まれない。

① 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「買付け等」(株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に定める行為をいう。)によりその者の当社の株券等の株券等保有割合(金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項)が 20%以上となる行為

② 上記①以外の態様で金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項又は第 3 項に規定される「保有者」に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となる行為

③ 当社の株券等の保有者の共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項)に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となる行為

④ 当社の株券等の保有者と金融商品取引法第 27 条の 23 第 6 項に定める関係を有することとなることで当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となる行為

(ⅱ) 買付け等の後の株券等所有割合(金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項。但し、公開買付者(金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項)の特別関係者(金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項)の株券等所有割合との合計とします。)が 20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項)の公開買付けの開始行為

（「買付け等の後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されるものとし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「特定買収行為を行った」ものとします。）

一　本対応方針の必要性

１．企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する取組み

当社及び当社グループは、持株会社である当社を中核として、製粉、加工食品、健康食品、酵母・バイオ、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロスなどの事業展開を行っております。

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

また、当社グループは、創業１２０周年となる平成３２年（２０２０年）を見据えた長期的な視点に立ち、平成２４年度から平成２６年度までの３ヵ年を対象とする中期経営計画「(※) ＮＮＩ-120、スピードと成長、拡大」を策定いたしました。

本中期経営計画においては、トップライン（売上高）の拡大と海外事業拡大を最優先戦略と位置付け、その実現に向けて社内組織を整備・強化し、Ｍ＆Ａ・アライアンスを積極的に行います。また、いかなる環境においても勝ち残ることができるよう、コスト競争力の確保・強化と安全・安心な製品の生産・供給を両立させてまいります。そして、この中期経営計画を着実に実行し、近い将来グループ売上高１兆円、海外売上高比率３０％以上を達成することを目指して絶え間なく変革を続け、成長と拡大を遂げていきます。

当社グループは、これらの取組みを通じて、長期的な企業価値の極大化を図ることを経営の基本方針として、事業基盤を更に強化していきます。そして、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉でもあり、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

※ＮＮＩ：New Nisshin Innovation

２．本プラン導入及び更新の目的

企業買収に対するわが国の法制度・企業文化の変容、経営環境の変化などを背景に、今後、当社の支配権取得を目的とした大規模な買付行為や当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買収提案が行われることも予想されます。

当社は上場会社でございますので、当社の株式の買付行為に応じるか否かは、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

他方で、株式の買付行為の中には、その態様によっては、当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものが存在することも知られています。経営を一時的に支配して当社の長期継続的発展に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買収者やそのグループ会社等に移譲させることを目的とするもの、経営を支配した後に当社の資産等を自らの債務の弁済原資や債務担保に当てることを目的とするもの、あるいは経営を一時的に支配して当社の将来の事業展開、商品開発等の準備資産・資金を減少させ、当社の企業としての長期継続的発展を犠牲にして一時的な高リターンを実現させようとするもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせるもの(いわゆるグリーンメイラー)などは、企業価値及び株主共同の利益を毀損する買収の例と考えられます。最初の買付株式数を 51%などにとどめ全株式の買付けを勧誘せず、その後の買付けの条件を開示せず又は不利益に設定することで結果として株主の皆様に株式の売却を事実上強要したり、あるいは少数株主として残った株主の皆様の利益を害する買収もあります。

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

そこで、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段を採ることができる方策として、本プランを更新することが必要であると判断いたしました。

二　本プランの概要

１．更新に係る手続等

本定時総会において「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」が承認された場合、取締役会は、特定買収者等(注 2)の行使に制約を付した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当て(その概要については**別紙 1** をご参照ください。)など本プランに関する事項の決議(以下「本取締役会決議」といいます。)を行うことを予定しています。但し、かかる本新株予約権の無償割当ては特定買収者(注 2)が出現した場合にその効力が生じるものですので、本取締役会決議時点において本新株予約権が実際に発行されるものではありません。本新株予約権の無償割当てについて、その内容をあらかじめ開示しておくことが、予測可能性の観点から株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えられますことから、本新株予約権の無償割当てに関する内容を可能な範囲で事前に決議し開示しておくものです。

(注 2)　「特定買収者等」とは、(ⅰ)特定大量保有者(上記(注 1)(ⅰ)に定める特定買収行為を行った特定買収者をいいます。以下同じです。)並びに(ⅱ)特定大量保有者の共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項、第 6 項)、(ⅲ)特定公開買付者(上記(注 1)(ⅱ)に定める特定買収行為を行った特定買収者をいいます。以下同じです。なおその後に「特定大量保有者」に該当することとなった者は「特定大量保有者」として取り扱われるものとします。)、(ⅳ)特定公開買付者の特別関係者及び(ⅴ)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者（※）とします。

※　本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は「(ⅴ)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者」として、現行プランと同様、以下の内容を定める予定です。

以下のいずれかに該当すると取締役会が合理的に認めた者

(a) 上記(ⅰ)ないし(ⅳ)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(b) 上記(ⅰ)ないし(ⅳ)及び(ⅴ)(a)に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する者との間で行っている者について、取締役会は上記(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する者の「関連者」とみなすことができる。

「特定買収者」とは、特定買収行為を行った者で、特定買収行為を行った時点(上記

(注 1)(ⅰ)(ⅱ)のいずれか早い時点とします。)までに下記二３．に述べます確認決議を得なかった者をいいます。但し、(a)当社、当社の子会社、当社又は当社の子会社の従業員持株会及びこれらと実質的に同一の者として取締役会で定める者（※）、並びに(b)当社の行った自己の株券等の取得又は消却その他取締役会が定める行為（※）のみに起因して株券等保有割合が 20%以上となった者(その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後に 1%以上増加することとなった場合を除きます。)は「特定買収者」に該当しません。

※ 本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は「(a)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者」として、現行プランと同様、「当社又は当社の子会社の従業員持株会のために当社株式を保有する者」を、「(b)取締役会が定める行為」として「当社の行った発行済株式総数若しくは議決権の総数を減少させる行為又は本新株予約権の行使若しくは強制取得の行為」を、それぞれ定める予定です。

２．企業価値委員会について

取締役会決議により企業価値委員会を設置します。企業価値委員会の委員は３名以上とし、当社の社外役員のみから選任されます。企業価値委員会の委員としては、当社の社外取締役候補者である奥村有敬氏及び三村明夫氏、社外監査役である河和哲雄氏、伏屋和彦氏及び伊東敏氏が就任する予定です(本定時総会における社外取締役候補者である奥村氏及び三村氏の就任については、本定時総会において役員として選任されることを条件とします。各氏の略歴につきましては**別紙 2** をご参照ください。)。

３．買収提案者出現時について

本プランは、特定買収行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等について、事前の必要かつ十分な情報開示と相当な検討・協議期間等を確保し、もって企業価値及び株主共同の利益を確保・向上することを目的としております。

取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含む。)に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与えうる影響その他下記①ないし⑦記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されるものとします。必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を「買収提案者」といいます。)をあらかじめ書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。なお、取締役会は、法令及び金融商品取引所規則により要請されるところに従い、買収提案を受領した旨を開示します。

「確認決議」とは、下記に述べます企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる

本新株予約権の無償割当等を行わない旨の取締役会決議をいいます。

取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。

この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して 60 営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

取締役会は、受領した買収提案を企業価値委員会に速やかに付議し、また法令及び金融商品取引所規則により要請されるところに従い、検討・審議が開始された旨を開示します。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」といいます。)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。

企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後 60 営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には 90 営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30 営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。なお、当社の事業の態様・規模・内容、株主の皆様を含む利害関係者の状況、法改正の状況などに照らして、買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響について検討する期間につきましては「営業日」を採用しております。

企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

① 下記のいずれの類型にも該当しないこと

(a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

(b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為

(c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリ

ターンを得ようとする行為

(e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

② 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

③ 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

④ 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手続に即した真摯な対応がなされていること

⑤ 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から 60 営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には 90 営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること

⑥ 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

⑦ その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

4．特定買収者出現時について

特定買収者が出現した場合(出現の有無は、当社に提出された大量保有報告書、公開買付届出書その他適切な方法により判断するものとします。)、すなわち確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとします。

但し、無償割当基準日以前の日で取締役会が定める日(※)までに特定買収者の株券等保有割合が 20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準じる特段の事情が生じたと取締役会が認めた場合を含みます。)(※)には、取締役会は当該無償割当ての効力を生じさせないことができます。

※　本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は「無償割当基準日以前の日で取締役会が定める日」について、現行プランと同様、「無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることはできない。」ことを定める予定です。

※　本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は「特定買収者の株券等保有割合が 20%を下回ったことが明らかになった場合（これに準じる特段の事情が生じたと取締役会が認めた場合を含む。）」として、現行プランと同様、以下の場合を定める予定です。

① 特定買収者の株券等保有割合が 20%を下回った旨の大量保有報告書が特定買収者から提出された場合

② 特定買収行為に該当する公開買付けが開始された場合で、当該公開買付けが終了し又は撤回され、その結果、無償割当基準日の 4 営業日前までに株券等保有割合が 20%以上となる当社株券等の保有者が出現しないこととなった場合

③ ①②のほか、当該特定買収行為による脅威がなくなったと取締役会が合理的に認めた場合

５．承認決議及び本プランの有効期間

承認決議の有効期間は、平成 27 年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとしております。また、承認決議を受けて導入される本プランの有効期間は、翌年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとしております。但し、承認決議又は本プランの有効期間の終了時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。

なお、本プランの運用に当たって当社が行う「株券等保有割合」、「保有者」、「共同保有者」、「株券等所有割合」、「特別関係者」、「特定買収者等」、「関連者」、「実質保有」その他の必要事項の確認又は認定等は、当該確認又は認定等が必要な時点において当社が合理的に入手できた情報に依拠して行うことができるものとします。

本プランにおいて、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。その後の改正を含む。）の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、平成 24 年 5 月 14 日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

６．本プランの合理性を高めるための工夫（株主意思の反映のための特段の措置等）

本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入・更新されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。

⑴ 導入・更新に当たっての株主総会の承認決議

当社は、株主の皆様の意思を反映させるため、本プランを導入・更新するに当たり、本定時総会において承認決議案を付議いたしております。附帯条件を含む株主総会の承認決議の内容は本プランの基本的内容を構成するものであり、取締役会は承認決議の内容に服した上で、新株予約権の無償割当等に関する事項や本プランの円滑な実行に必要な事項・措置を定めることとなります。

⑵ 本プランが１回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は 1 年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1 回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

⑶ 社外役員からなる企業価値委員会による拘束力ある勧告

本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。

そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされています。

⑷ 客観性を高めるための仕組み

上記**ニ**３．①ないし⑦に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

⑸ 本プランの１年ごとの見直し

本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。

⑹ 承認決議の有効期間の設定

上記**ニ**５．記載のとおり、株主総会の承認決議の有効期間を本定時総会から 3 年に設定しております。3 年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改

めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。但し、有効期間内であっても、本プランは、上記６．(2)にも記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任等を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能であります。

(7) 政府指針の適法性・合理性の要件をすべて充たしていること

本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成 17 年 5 月 27 日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成 20 年 6 月 30 日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

三　株主・投資家の皆様に与える影響等

１．株主・投資家の皆様に与える影響

本プランは、上記一において述べましたとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としており、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。そして、本プランの導入・更新時点において新株予約権の発行は行われませんので、株主・投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

仮に特定買収者が将来出現した場合、すなわち確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合には、上記二４．のとおり本新株予約権の無償割当てが行われ本新株予約権が株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、新株予約権の割当ての申込みに伴う失権者が生じることはありません。また本新株予約権を当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。なお、1 株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主・投資家の皆様が株価の変動により不測の損害等を受ける事態を回避する観点から、無償割当基準日の 3 営業日前の日以降における無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておらず、無償割当基準日の 4 営業日前の日以前においても、二４.に記載の場合を除き無償割当ての効力を生じさせない決議を行わないこととしております。

確認決議を得た特定買収行為に対しては本新株予約権の無償割当ては行われませんので、これによる影響を受けずに特定買収行為を実施することが可能となります。

２．株主・投資家の皆様に必要となる手続

本プランの導入・更新時点において、株主・投資家の皆様に必要となる手続等はございません。

仮に特定買収者が出現した場合には、上記**二４．**のとおり、取締役会は、その旨及び無償割当基準日等を決議し公表します。本新株予約権は無償割当基準日時点の株主の皆様全員に無償で自動的に割り当てられますので、当社が上記公表においてご案内する内容に従い、所定の手続を行っていただくことをお願いいたします。

本新株予約権の無償割当てが行われた場合、株主の皆様は、当社所定の新株予約権行使請求書その他当社の定める書類をご提出いただくとともに取得する株式 1 株当たり 1 円の払込みを行うことによって、本新株予約権を行使することができます。但し、上記**三１．**のとおり本新株予約権の強制取得が行われる場合には、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式が自動的に交付されますので、株主の皆様に本新株予約権の行使手続をとっていただく必要はございません。なお、特定買収者等に該当しないことを確認させていただくための合理的手続を定めることを予定しております。

四　その他

本プランに関し、承認決議更新議案を本定時総会に付議することにつきまして、平成 24 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致で承認されました。また社外監査役 3 名を含む監査役全員からも、同意を得ております。

以　上

別紙１

本新株予約権の無償割当てに関する概要

一　本新株予約権の主な内容

１．本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

２．本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数とする。

３．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は１円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とする。

４．本新株予約権を行使することができる期間

無償割当効力発生日以後の日から開始する取締役会が別途定める一定の期間。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

５．本新株予約権の行使の条件

(1)　特定買収者等が保有する本新株予約権(実質的に保有するものを含む。)は、行使することができない。

(2)　新株予約権者は、当社に対し、上記５．(1)の条件を充足していること(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記５．(1)の条件を充足していることを含む。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(3)　適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件がすべて履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこ

れを履行又は充足する義務を負うものではない。

(4)　上記５．(3)の条件の充足の確認は、上記５．(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。

６．本新株予約権の行使手続等

(1)　本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項その他取締役会決議により別途定められる必要事項を記載し、これに記名捺印した上、取締役会決議により別途定める必要書類を添えて取締役会決議にて別途定める払込取扱場所に提出し、かつ、上記３．に規定する価格の全額を当該払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

(2)　本新株予約権の行使請求の効力は、上記６．(1)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着したときに生じるものとする。本新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じるものとする。

７．譲渡承認

譲渡による新株予約権の取得には、取締役会(又は会社法第 265 条第 1 項但書の規定に従い取締役会が定める機関)の承認を要する。

８．取得条項

(1)　当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で上記５．(1)(2)の規定に従い行使可能な(すなわち特定買収者等に該当しない者が保有する)もの(上記５．(3)に該当する者が保有する本新株予約権を含む。下記８．(2)において「行使適格本新株予約権」という。)について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができる。

(2)　当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で特定買収者等の行使に制約が付されたもの(譲渡承認その他取締役会が定める内容のものとする。)を対価として取得することができる。なお、当該取得の対価として現金の交付は行わない。

(3)　本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記５．(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。

９．資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令の規定に従い定める。

10．端 数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

11．新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

二　本新株予約権の無償割当ての主な内容

１．株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除く。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除く。)と同数とする。

２．本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主(但し、当社を除く。)

３．本新株予約権の無償割当の効力発生日

無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日

以　上

別紙 2

（ご参考）

企業価値委員会の概要

1　企業価値委員会規則の概要

・　企業価値委員会は、社外役員の中から取締役会決議により選任される企業価値委員会委員をもってこれを構成する。

・　企業価値委員会は、委員の互選により、企業価値委員会の委員長 1 名を定める。

・　企業価値委員会の決議は、全委員の過半数をもって決する。

・　企業価値委員会は、付議された買収提案について、取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議（勧告決議）を行うかどうかを審議する。

・　企業価値委員会委員は、買収提案その他取締役会から付議された事項に対して、当該判断の時点において合理的に入手可能な情報に基づき、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、真摯に判断を行うものとする。

・　企業価値委員会の検討・審議期間は、買収提案受領後 60 営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には 90 営業日）とする。

・　取締役会が本プランを廃止する旨を決議した場合には、企業価値委員会規則は、本プランの廃止と同時に廃止される。

２　企業価値委員会委員の略歴

奥　村　有　敬（おくむら　ありよし）

略　　歴

昭和 30 年 4 月	株式会社日本興業銀行入行
昭和 58 年 6 月	同行取締役
昭和 62 年 5 月	同行常務取締役
平成 元年 2 月	興銀投資顧問株式会社取締役社長
平成 9 年 6 月	日本軽金属株式会社取締役
平成 12 年 7 月	国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事
平成 15 年 6 月	当社監査役
平成 18 年 6 月	当社取締役（現在に至る）

三　村　明　夫（みむら　あきお）

略　　歴

昭和 38 年 4 月	富士製鐵株式会社入社
平成 5 年 6 月	新日本製鐵株式会社取締役
平成 9 年 4 月	同社常務取締役
平成 12 年 4 月	同社代表取締役副社長
平成 15 年 4 月	同社代表取締役社長
平成 18 年 6 月	当社監査役
平成 20 年 4 月	新日本製鐵株式会社代表取締役会長（現在に至る）
平成 21 年 6 月	当社取締役（現在に至る）

河　和　哲　雄（かわわ　てつお）

略　　歴

昭和 50 年 4 月	弁護士登録
平成 8 年 4 月	河和法律事務所　所長（現在に至る）
平成 14 年 8 月	法制審議会会社法（現代化関係）部会委員
平成 14 年 9 月	日本弁護士連合会司法制度調査会特別委嘱委員（現在に至る）
平成 19 年 6 月	当社監査役（現在に至る）

伏　屋　和　彦（ふしや　かずひこ）

略　　歴

昭和 42 年 4 月	大蔵省入省
平成 11 年 7 月	国税庁長官
平成 13 年 7 月	国民生活金融公庫副総裁
平成 14 年 7 月	内閣官房副長官補
平成 18 年 1 月	会計検査院検査官
平成 20 年 2 月	会計検査院長
平成 21 年 1 月	定年退官
平成 21 年 6 月	当社監査役（現在に至る）

伊　東　　敏（いとう　さとし）

略　　歴

昭和 42 年 1 月	アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー日本事務所入所
昭和 45 年 12 月	公認会計士登録
昭和 53 年 9 月	アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー　パートナー
平成 5 年 10 月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
平成 13 年 8 月	伊東公認会計士事務所　所長（現在に至る）
平成 14 年 4 月	中央大学会計専門大学院（現中央大学専門職大学院）特任教授
平成 19 年 3 月	同大学専門職大学院特任教授退任
平成 22 年 6 月	当社監査役（現在に至る）

以上

（ご参考）

大株主の状況

平成 24 年３月 31 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号	16,022	6.37
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	14,040	5.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号	11,779	4.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号	10,738	4,26
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	9,943	3.95
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号	6,982	2.77
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号	5,193	2.06
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号	5,034	2.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	4,616	1.83
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 2 号	4,489	1.78
計	－	88,840	35.31